

中小企業等経営力強化法における経営力向上設備等に係る 証明書発行について

経営力向上計画を実施する上で必要となる「経営力向上設備等」については、これまで機械装置に限定されていましたが、今般、サービス業を中心とする中小企業の一層の生産性向上を図る観点から、対象設備の種類を器具備品、工具、建物附属設備等に拡充されました。

日本暖房機器工業会では、本制度の対象となる「機械及び装置」、「器具及び備品」、「建築附属設備」について、証明書の発行を行う団体に指定されましたので、証明書の発行を希望されるメーカー様は、以下の手順で申請してください。

本制度の詳細につきましては、中小企業庁のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka>

〔証明書発行申請手続き〕

必要書類は、証明書（様式1）及びチェックリスト（様式2）です。

設備ユーザーから証明書発行の依頼を受けた設備メーカー（製造事業者等）は、証明書（様式1）及びチェックリスト（様式2）に必要事項をご記入のうえ、日本暖房機器工業会へ提出してください。工業会で事前の確認を行います。証明書及びチェックリストを担当窓口専用メールにご送付ください。

担当窓口専用メールアドレス danboh@oregano.ocn.ne.jp

事前確認済の証明書に整理番号の採番を行い、採番の行われた証明書及びチェックリストをメールにより添付ファイルでお送り致します。返信用封筒に証明書の返送先宛名及び住所記載（返信用切手貼付）の上、下記宛先へお送りください。

宛先：日本暖房機器工業会 東京都千代田区神田須田町 2-23-10 野村第一ビル 〒101-0041

TEL 03 - 6262 - 9773

- ① 証明書（様式1）に必要事項記入
 - ② チェックリスト（様式2）に必要事項記入
 - ③ 新旧モデルの生産性向上の指標が確認できる資料
（新旧モデルのカタログ、仕様比較表、新旧仕様書の写しなど）
 - ④ 返信用封筒に証明書の返送先宛名及び住所記載（返信用切手貼付）の上、上記宛先へお送りください。
- 証明書（様式1）（証明書様式1）
 - チェックリスト（様式2）（チェックリスト様式2）
 - 対象設備等一覧表

〔証明書発行手数料〕

証明書発行に伴う事務手数料を以下の通り請求させていただきます。

- 日本暖房機器工業会 会員 1件：1,000円（税込）
- 日本暖房機器工業会 非会員 1件：3,000円（税込）
- 日本暖房機器工業会 会員については1か月毎に請求書をお送りいたしますので、お手続きください。尚、振込手数料は貴社にてご負担いただきますようお願い申し上げます。
- 日本暖房機器工業会 非会員については1件毎に請求書をお送りいたします。複数件同時申請の場合は合計金額をご請求いたします。請求書到着後2週間以内にお振り込みください。なお、振込手数料は貴社にてご負担いただきますようお願い申し上げます。